



まちづくり出前講座をご利用ください。

講座のテーマは町民の皆さんに自由に決めていただきます。また、町長とまちづくりについて直接語り合い、町と町民の皆さんと一緒にまちづくりを進めるための第一歩として、出前講座を利用してください。

◆対象

町内に住んでいる、または、通勤している3人以上の団体・グループが行なう集会などの場にお伺いします。なお政治、宗教、営利、会食等を伴う集会は除きます。

◆講座の内容

町の業務に関することならすべてお応えします。

◆開催準備

会場の予約・準備は講座申込者が行なってください。開催時間は、調整させていただく場合もありますが、町民の皆さんの希望に沿えるよう、お伺いします。会場費などの経費は申込者の方で負担してください。

◆申し込み方法

申込者の代表の方が、開催希望日の1か月前までに申込書を政策推進課、忠類総合支所地域振興課、札内支所、糠内出張所へ提出してください。

(申込書も備えつけてあります。電話、FAX、Eメールでも受け付けています。)

◆問い合わせ先

政策推進課 (0155-54-6610)

令和4年度に町民の皆さんから要望の多かった講座内容は・・・

- 保健・医療（健康づくりに）に関すること
- 防災に関すること
- 消費生活のトラブルと対策に関すること
- コロナ禍におけるまちづくりに関すること などです

76件、1,715人の皆さんに利用いただきました！

幕別町町民活動保険制度

町内会に加入する住民の皆さんが安心して活動できる環境を整備するため、町内会が主催する行事、事業その他の町内会活動中に、万一事故が起こった場合に補償する「町民活動保険制度」を実施しています。



【町内会活動】

- ① 公益的な活動であること。
- ② 活動が継続的、計画的であること。なお、年1回の行事や新規行事も町内会の事業計画に位置付けがあれば対象となります。
- ③ 営利を目的としない活動であること。なお、活動に要する実費のみを支給する場合は対象となります。

【補償の内容】

①損害賠償責任事故

町内会及び町内会活動に参加する町民が次の事故により、他人の生命、身体を害し、または財物を損壊したことにより、法律上の賠償責任を負担することにより被る損害を補償します。

- ・町内会が所有、使用、管理する施設に起因する事故
- ・町内会活動の遂行に起因する偶然な事故
- ・町民が町内会活動に従事している間に生じた事故

②傷害事故

町民が町内会活動に従事中または参加中に、急激かつ偶然な外来事故により、身体に傷害を被った場合に保険金を支払います。

【補償の対象とならない損害】

①損害賠償責任事故

故意、戦争、変乱、暴動、騒擾、労働争議、地震、噴火、洪水、津波等の天災など

②傷害事故

故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為、闘争行為無資格運転、脳疾患、心神喪失、地震、噴火、津波、他覚症状のない腰痛頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）など

※ その他約款上の規定によります。詳しくはお問い合わせください。事故の発生状況により適否を判断させていただきます。

【問い合わせ先】 幕別町役場住民生活部住民課住民活動支援係 TEL0155-54-6602
E-mail: jyuminkatsudoshienkakari@town.makubetsu.lg.jp

Q&A

町内会の組織の中の子供会、女性部、老人会などが行う行事は対象になりますか？	子供会、女性部、老人会が独自で企画・立案した行事は対象になりませんが、町内会としてその行事の運営費の一部を支給し、かつ町内会として行事の運営に参加があった場合は対象になります。
町内会行事のための準備や練習は対象になりますか？	会場設営のための準備や打ち合わせ等も対象になります。スポーツ大会や盆踊りの練習を個人で行っている場合は対象になりませんが、町内会役員や当該行事の責任者が立ち会いのもとに行われる場合は対象になります。
行事の際の休憩、自由行動の取扱いはどうなりますか？	行事途中での休憩は対象となります。しかし、休憩中に当該行事を行っている場所から離脱して、私的な目的で活動した場合は対象になりません。また、自由解散後の個人の行動についても対象になりません。
行事などの会場への移動中の事故は対象になりますか？	会場と住居との間での事故は対象になります。ただし、通常の経路での事故を対象とし、私的目的で経路を逸脱した場合の事故は対象になりません。

①損害賠償責任事故

賠償の種類	賠償内容	補償限度額
対人賠償	他人の身体にけがをさせた場合	1人につき3,000万円 1事故につき1億円
対物賠償	<ul style="list-style-type: none"> 町内会が所有、使用、管理する施設に起因する事故 町内会活動の遂行に起因する偶然な事故 町民が町内会活動に従事している間に生じた事故 	1事故につき 1,000万円

②傷害事故

補償金の種類	傷害内容	補償金額
死亡保険金	傷害事故（けが）を直接の原因として事故の日から180日以内に死亡した場合	200万円
入院保険金 通院保険金	傷害事故（けが）を直接の原因として、入院または通院して医師による治療を受けた場合（事故当日を含め180日以内に限ります。ただし入院日数は180日、通院日数は90日が限度です。）	1日につき 入院 3,000円 通院 2,000円
後遺障害保険金	傷害事故（けが）を直接の原因として事故の日から180日以内に後遺障害が生じた場合	傷害の程度に応じて 6万円～200万円
手術保険金	傷害事故（けが）を直接の原因として事故の日から180日以内に手術を受けた場合	手術の種類に応じて 3万円～12万円

令和5年度

協働のまちづくり支援事業

- ・ 協働のまちづくり支援事業実施状況について … 1 P
- ・ 交付金の交付実例 … 2 P
- ・ 説明資料 … 3 ~ 13 P
- ・ 協働のまちづくり支援事業交付申請書（様式1） … 14 P
- ・ 記載例（協働のまちづくり支援事業交付申請書） … 15 P

幕別町住民生活部住民課住民活動支援係

電話 0155-54-6602

協働のまちづくり支援事業実施状況について

単位：円

事業区分・細目	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
1 町内会活動支援事業										
①町内会案内板整備	1	28,189	3	137,700	4	107,324	2	114,000	2	149,500
②行政区内地域サイン整備										
③町内会備品等保管庫整備	1	97,844	2	13,067			1	3,740	1	100,000
小 計	2	126,033	5	150,767	4	107,324	3	117,740	3	249,500
2 町内会コミュニティ支援事業										
①地域コミュニティ活動	9	400,425	9	402,160	2	76,086				
②人材育成支援	13	4,300	10	3,270	7	2,680	14	4,930	3	840
小 計	22	404,725	19	405,430	9	78,766	14	4,930	3	840
3 町内会等環境美化支援事業										
①環境美化	31	1,577,205	32	1,600,493	28	1,578,690	31	1,586,827	32	1,537,795
②環境改善	39	99,551	45	121,688	42	180,526	37	109,704	35	81,405
③公園等の管理	45	3,237,731	44	3,225,091	44	3,225,091	44	3,225,091	44	3,225,091
④主要農村道路景観維持管理	1	12,160	1	12,280	1	11,160	1	10,980	1	10,980
⑤行政区環境整備用機械導入					2	37,950	1	33,000	1	16,390
小 計	116	4,926,647	122	4,959,552	117	5,033,417	114	4,965,602	113	4,871,661
4 町内会等助け合い活動支援事業										
①雪かき支援	12	160,000	13	235,000	17	355,000	14	315,000	17	465,000
②雪堆積場確保	4	120,000	4	60,000	5	130,000	4	105,000	4	105,000
③地域内除雪機械導入	1	250,000								
④地域内排雪										
小 計	17	530,000	17	295,000	22	485,000	18	420,000	21	570,000
5 町内会防災活動支援事業										
①防災活動	12	493,503	11	435,405	4	350,133	3	285,237	1	120,000
②防犯活動			2	55,146						
小 計	12	493,503	13	490,551	4	350,133	3	285,237	1	120,000
6 資源回収実践地区支援事業										
①資源回収実践地区協力交付金	78	3,822,500	77	3,712,400	75	3,444,300	78	3,352,400	79	3,115,100
合 計	247	10,303,408	253	10,013,700	231	9,498,940	230	9,145,909	220	8,927,101

対前年比(%)	109.8	104.1	102.4	97.2	91.3	94.9	99.6	96.3	95.7	97.6
---------	-------	-------	-------	------	------	------	------	------	------	------

公区資源回収支援事業を除く件数、金額	169	6,480,908	176	6,301,300	156	6,054,640	152	5,793,509	141	5,812,001
--------------------	-----	-----------	-----	-----------	-----	-----------	-----	-----------	-----	-----------

公区資源回収支援事業を除く対前年比(%)	114.2	111.5	104.1	97.2	88.6	96.1	97.4	95.7	92.8	100.3
----------------------	-------	-------	-------	------	------	------	------	------	------	-------

協働のまちづくり支援事業交付金の交付実例

■町内会コミュニティ支援事業【令和4年度実績 3件 840円】

町内会のふれあいまつりや盆踊り等の備品の購入及び借入れに要した経費のほか、町が指定する研修会への参加に要した経費が対象となります。

事業例	対象となる主な経費
ふれあいまつり	テント購入費、カラオケに係る音響設備借入れ、焼肉に係る焼き台借入れ、綿あめ機・かき氷機借入れ
盆踊り	和太鼓、発電機、アンプ、マイク、やぐら設営用車両等のレンタル料
運動会	ワイヤレスマイク、アンプ購入費
研修会への参加	交通費、参加負担金

■町内会等環境美化支援事業【令和4年度実績 113件 4,871,661円】

公園・近隣センター花壇苗の植栽や道路植樹ます花壇苗の植栽のほか、ごみ飛散防止ネットやごみサークルの購入費などの経費が対象となります。

事業例	対象となる主な経費
花壇苗の植栽	花の苗、種および肥料の購入費(花木や苗木は除きます)
ごみ飛散防止ネット及びカラス対策用ごみサークルの導入	ごみ飛散防止ネット(ネットに結ぶオモリも対象になります)の購入費、ごみサークルの購入または製作に係る経費



■町内会防災活動支援事業【令和4年度実績 1件 120,000円】

防災計画の策定に係る経費や防災計画に基づく防災訓練の実施に係る経費が対象となります。

事業例	対象となる主な経費
防災計画の策定	防災計画の策定に要する用紙・印刷・製本代 ※防災計画は、行政区内全戸に配布することとします。
避難用非常用持出袋の整備	新たに行政区内全体で整備する購入費 ※防災計画の策定後に購入してください。 ※防災計画に基づき、非常持出品として持ち出し袋に同梱されている携帯ラジオなどを単品で購入する場合の経費についても対象とします。
防災計画による防災訓練等の実施に係る備品及び防災資機材の整備 (備品及び防災資機材、消耗品等)	防災訓練を行うために使用する、発電機・リヤカー・腕章・メガホン・三角巾・備品のレンタル料・講師謝礼などの経費 ※防災計画の策定後に実施してください。

協働のまちづくり支援事業説明資料〔令和5年度版〕

1 町内会活動支援事業

事業	事業内容	実施主体	交付基準		事業実施基準	交付申請時 必要書類
			交付対象	交付率		
①町内会案内 板整備	行政区内の案内板 設置	町内会	案内板の設置に係 る経費	2分の1	50,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・ [様式1]協働のま ちづくり支援事業 交付金交付申請書 ・ 設置場所位置図 ・ 領収書 ・ 写真
					<p>①町内会案内板（以下「案内板」という。）は住民に利便をもたらすために設置するものとする。</p> <p>②案内板の新設、更新若しくは修繕に係る費用又は案内板作成に係る原材料費を対象とし、次に示す要件を満たすものであること。</p> <p>(1)案内板に商業広告の記載がないこと。</p> <p>(2)鉄骨又はこれに類する材質により作成し、長期の使用に耐えられるものであること。</p> <p>③案内板の設置は原則として1町内会につき1基とする。ただし、町内会を構成する世帯数（毎年4月1日現在の町内会活動に関する調査票の世帯数とする。以下同じ。）が概ね100世帯を超え、複数の案内板を設置する必要があると認められる場合においては、この限りでない。</p>	

事業	事業内容	実施主体	交付基準		事業実施基準	交付申請時 必要書類
			交付対象	交付率		
②行政区内地域サイイン整備	農業者等による地域サイインとしての行政区住民統一看板の設置	町内会	看板の設置に係る経費	2分の1	1基につき 35,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・[様式1]協働のまちづくり支援事業交付金交付申請書 ・設置場所位置図 ・設計図 ・設置者一覧表 ・町内会名簿 ・領収書 ・写真
③町内会備品等保管庫整備	町内会備品及び防災資機材保管庫の購入及び修繕	町内会 複数町内会	備品保管庫の購入に係る経費 備品及び防災資機材の保管庫の修繕に係る経費 防災資機材等保管庫の購入に係る経費	2分の1 2分の1 3分の2	100,000円 25,000円 200,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・[様式1]協働のまちづくり支援事業交付金交付申請書 ・設置場所位置図(別途管理者と協議を行うこと) ・領収書 ・写真

2 町内会コミュニティ支援事業

事業	事業内容	実施主体	交付基準			事業実施基準	交付申請時 必要書類
			交付対象	交付率	限度額		
①地域コミュニティ活動	盆踊り・運動会等 地域コミュニティ に関する事業にお ける備品等購入及 び借入	町内会 複数町内会	備品の購入等に係 る経費	3分の2	60,000円 複数町内会での 実施の場合、 1町内会につき 50,000円	①地域コミュニティの醸成を 図るため実施される事業に ついて、備品の購入及び借 入に要した経費を対象とす る。 ②地域のコミュニティに関す るいずれかの事業のうち、 年度内1事業のみ対象とす る。 ※補足説明 備品とはその性質又は形 状を変えることなく比較的 長期にわたって使用に耐え うるものをいいます。	<ul style="list-style-type: none"> ・[様式1]協働のま ちづくり支援事業 交付金交付申請書 ・事業案内 又は日程表 ・領収書 ・写真
②人材育成 支援	町が指定する研修 会に参加	町内会	研修会の参加に係 る経費	2分の1	なし	①交付金の対象となる研修会 は町が指定したものとす る。 ②研修会参加に係る交通費及 び参加負担金を対象とす る。 ③対象とする交通費は、公共 交通機関を利用する場合は 当該運賃とし、自家用車を 利用する場合は、公共交通 機関の運賃相当額とする。 ④1町内会につき、2名まで の参加とし、年1回とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・[様式1]協働のま ちづくり支援事業 交付金交付申請書 ・参加者名簿 ・領収書 ・研修会資料等の 写し

3 町内会等環境美化支援事業

事業	事業内容	実施主体	交付基準		事業実施基準	交付申請時 必要書類
			交付対象	交付率		
①環境美化	公園、近隣センター・忠類地区の町内会館への花壇苗の植栽	町内会等	苗等の購入に係る経費	3分の2	40,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・[様式1]協働のまちづくり支援事業交付金交付申請書 ・花壇等設置場所位置図 ・領収書 ・写真
	道路植樹ますへの花壇苗植栽		苗等の購入に係る経費	1分の1	なし	
②環境改善	ごみ飛散防止ネット及びカラス対策用ごみサークルの導入	町内会	ごみネットの購入、ごみサークルの購入または製作に係る経費	2分の1	各1セットにつき2,500円	<ul style="list-style-type: none"> ・[様式1]協働のまちづくり支援事業交付金交付申請書 ・設置場所位置図 ・管理者及び管理方法 ・領収書 ・(サークルを製作した際にはその材料内訳を添付) ・写真

事業	事業内容	実施主体	交付基準			事業実施基準	交付申請時 必要書類
			交付対象	交付率	限度額		
③公園等の 管理	公園及び地域管理 パークゴルフ場清 掃	町内会	清掃を行った面積	定額 一箇所につき 10,000円及び 1㎡につき18円	なし	①町内会が管理する公園及び 当該公園内に設置している トイレを対象とするが、地 域が設置管理を行うパーク ゴルフ場についても対象と する。	※交付申請書の提出 は、必要ありませ ん。交付基準に基 づき毎年6月に交 付します。
	公園内のトイレ清 掃		定額 一箇所につき 11,000円	なし			
	千住川緑地帯・せ せらぎ団地緑地、 公営住宅周囲等清 掃	町内会	清掃を行った面積	定額 一箇所につ き 10,000円及び 1㎡につき6円	なし	①当該事業内容については、 町長が特に必要と認める場 合に対象とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・[様式1]協働のま ちづくり支援事業 交付金交付申請書 ・作業箇所図 ・事業実施理由書 ・作業面積 ・写真
④主要農村道 路景観維持 管理	農村景観維持を 図るための主要農村 道路の草刈等維持	町内会 複数町内会	草刈等維持を行っ た人数及び面積	定額 人数割 1,000円 作業割 3円/㎡	なし	①町長が別に定める路線に対 する行政区内住民自らが 行う事業を対象とし、同一箇 所にかかる事業の承認につ いては、年度内につき1回 を限度とする。 ②要綱別表に掲げる基準のう ち、人数割とは、当該事業 を行った延べ人数とする。 ③要綱別表に掲げる基準のう ち、作業割とは、片側幅2 mについて、作業を行った 延長とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・[様式1]協働のま ちづくり支援事業 交付金交付申請書 ・作業箇所図 ・作業面積 ・参加者名簿 ・写真

事業	事業内容	実施主体	交付基準			事業実施基準	交付申請時 必要書類
			交付対象	交付率	限度額		
⑤行政区環境 整備用機械 導入	刈払い機の導入	町内会	刈払い機の導入に 係る経費	2分の1	1台につき 30,000円	<p>①機械の維持管理に係る経費は対象としない。</p> <p>②機械の管理、使用の際は安全に十分配慮すること。</p> <p>③草刈り機、枝等粉砕機及び耕うん機の導入は、1町内会につき1台を限度とし、導入後10年を経過するまで処分してはならない。</p> <p>④洗浄機購入に係る経費は、草刈り機を長期間利用することを目的とするため、草刈り機を所有している町内会または導入する町内会に限り購入経費を対象とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・[様式1]協働のまちづくり支援事業交付金交付申請書 ・機械保管場所位置図 ・管理者 ・領収書 ・写真
	草刈り機等の導入	町内会	草刈り機(洗浄機を含む)の導入に係る経費	2分の1	草刈り機 250,000円 (洗浄機含む)		
	枝等粉砕機の導入	町内会 複数町内会	枝等粉砕機の導入に係る経費	2分の1	150,000円		
	耕うん機の導入	町内会 複数町内会	耕うん機の導入に係る費用	2分の1	50,000円		

4 町内会等助け合い活動支援事業

事業	事業内容	実施主体	交付基準			事業実施基準	交付申請時 必要書類
			交付対象	交付率	限度額		
①雪かき支援	高齢者の一人暮らし世帯及び高齢者世帯並びに単身障がい者等の除雪支援	町内会等	除雪を行った戸数	定額 1戸につき 5,000円	なし	①行政区内の住民自ららが当該区域において行う事業及び任意団体が町内会で行う事業を対象とする。 ②交付の対象とする除雪戸数は実戸数とする。	・[様式1]協働のまちづくり支援事業交付金交付申請書 次の(1)または(2)のいずれかとする。 (1)①作業対象者名簿 ②写真(一戸単位) (2)作業実施報告書
②雪堆積場確保	市街地の空き地等における雪堆積場の確保	町内会	堆積場の確保に係る経費	1分の1	堆積場1箇所の面積 330㎡未満 10,000円以内 330㎡ ～660㎡未満 15,000円以内 660㎡以上 20,000円以内	①市街地内又は市街地に隣接する私有地に設置する雪堆積場を対象とする。 ②雪堆積場は、町内会が土地所有者と協議し、契約等を行うものとする。 ③雪堆積場は、4戸程度の住民が利用できる土地を選定すること。 ④対象とする経費は土地の確保に係る額とする。ただし、要綱別表の交付基準に定める限度額を限度とする。 ⑤契約期間が満了したとき及び融雪後は、町内会の負担により清掃等を行い、原状回復し土地所有者に返還することとする。 ⑥雪堆積場の排雪を行うときは、町内会の負担による。	・[様式1]協働のまちづくり支援事業交付金交付申請書 ・契約書(写し) ・設置場所位置図 ・土地図面 ・領収書 ・写真

事業	事業内容	実施主体	交付基準		事業実施基準	交付申請時 必要書類
			交付対象	交付率		
③地域内除雪 機械導入	行政区内の通学路 等歩行者安全確保 のための除雪及び 近隣センサー・忠 類地区の町内会会 館除雪のための除 雪機械及び小型融 雪機械の導入	町内会 複数町内会	機械の購入に係る 経費	1分の1	250,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・[様式1]協働のま ちづくり支援事業 交付金交付申請書 ・除雪路線図等 ・機械保管場所 位置図 ・管理者 ・領収書 ・写真
④地域内排雪	行政区内の道路及 び交差点の安全確 保のための排雪	町内会	排雪に係る経費	2分の1	排雪区間 1 mにつき500円 交差点のみの排 雪の場合 4 差路交差点 34,000円 T字路交差点 17,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・[様式1]協働のま ちづくり支援事業 交付金交付申請書 ・排雪路線図 ・領収書 ・写真 ※排雪を業者へ委託 する場合は次の書 類も必要とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・契約書 ・安全管理者 ・道路使用許可申請 書(写し)

5 町内会防災活動支援事業

事業	事業内容	実施主体	交付基準			事業実施基準	交付申請時 必要書類
			交付対象	交付率	限度額		
①防災活動	防災計画の策定	町内会	計画の策定に係る経費	1分の1	100,000円	<p>①防災計画を新たに策定する町内会又は既に策定した町内会を対象とする。</p> <p>②防災計画は、町が別に示す計画を基本に策定し、行政区内全戸に配布することとする。</p> <p>③策定した防災計画の変更等に係る経費は対象としない。ただし、町の計画等の改訂に伴う変更に係る経費は対象とする。</p>	<p>・[様式1]協働のまちづくり支援事業交付金交付申請書</p> <p>・領収書</p> <p>・防災計画書2部</p>
	防災計画による避難用非常持ち出し袋の整備	町内会	整備に係る経費	3分の1	1セットにつき1,000円	<p>①防災計画に基づき、新たに行政区内全体で整備する避難用持ち出し袋の購入等に係る経費を対象とし、更新並びに避難用具等の追加及び補充については対象としない。</p> <p>※防災計画に基づき、非常持出品として持ち出し袋に同梱されている携帯ラジオなどを単品で購入する場合の経費についても対象とする。</p>	<p>・[様式1]協働のまちづくり支援事業交付金交付申請書</p> <p>・町内会名簿</p> <p>・領収書</p> <p>・写真</p>

事業	事業内容	実施主体	交付基準		事業実施基準	交付申請時 必要書類
			交付対象	交付率		
①防災活動	防災計画による防災訓練等の実施及び防災資機材の整備	町内会 複数町内会	訓練等の実施に係る備品及び防災資機材等の購入費用の経費	3分の2	100,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・[様式1]協働のまちづくり支援事業交付金交付申請書 <p>【訓練等の実施に係る備品及び消耗品】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加者名簿 ・事業周知文又は日程表 ・領収書 ・写真 <p>【防災資機材等の購入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保管場所 ・管理台帳 ・領収書 ・写真
			訓練等の実施に係る消耗品等の経費	1分の1	20,000円	<p>【訓練等の実施に係る備品及び消耗品】</p> <p>①防災計画に基づく防災訓練の実施に係る経費を対象とする。</p> <p>②防災訓練を実施する際は、安全に十分配慮し行うこと。</p> <p>【防災資機材等の購入】</p> <p>①防災計画に基づく資機材等の整備に係る経費を対象とする。</p> <p>※補足説明</p> <p>①備品とはその性質又は形状を変えることなく比較的長期にわたって使用に耐えるものをいいます。</p> <p>②消耗品等として扱うものは、「鉛筆、消しゴム、紙などの文具類・三角巾などの医療及び試験研究用品等・腕章などの雑品・備品などのレンタル料・講師謝礼」です。</p> <p>③個人に配布するための物品は対象になりません。</p>

事業	事業内容	実施主体	交付基準		事業実施基準	交付申請時 必要書類
			交付対象	交付率		
②防犯活動	地域防犯活動における防犯資機材の購入	町内会	防犯資機材の購入に係る経費	3分の2	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・[様式1]協働のまちづくり支援事業交付金交付申請書 ・パトロール名簿 ・保管場所 ・管理台帳 ・管理者 ・領収書 ・写真
					<p>①地域防犯活動に係る防犯資機材の購入に要した経費を対象とする。</p> <p>②原則として月に1回以上、かつ将来にわたって継続して防犯パトロールを行うこと。</p>	

6 資源回収実践地区支援事業

事業	事業内容	実施主体	交付基準		事業実施基準	交付申請時 必要書類
			交付対象	交付率		
①資源回収実践地区協力交付金	有価物として再生利用の目的となる資源回収を実施した実践地区に対して、資源回収実践地区交付金を交付	実践地区	毎年1月1日から12月31日までの間に資源回収業者に売却した資源	定額 1kg当たり5円	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・[幕別町資源再生利用の推進に関する要綱様式1]資源回収実施報告書兼交付金申請書
					<p>①幕別町資源再生利用の推進に関する要綱による。</p>	

協働のまちづくり支援事業交付金交付申請書

年 月 日

幕別町長 飯田 晴義 様

申請者 団体名

代表者（自署）

※申請者本人（代表者）が手書きできない場合は、
記名押印してください。

次のとおり協働のまちづくり支援事業を実施したので、関係資料を添えて申請します。

記

1 事業区分

事業	事業細目	事業費内訳	事業費	交付率	交付金額
町内会活動支援事業					
町内会コミュニティ支援事業					
町内会等環境美化支援事業					
町内会等助け合い活動支援事業					
町内会防災活動支援事業					
合計					

- ※ 事業細目ごとに記入し、事業費内訳欄には、単価・数量等を記入してください。
- ※ 交付率欄には、別表の交付基準における交付率を記入し、定額交付の場合は「定額」と記入してください。
- ※ 契約が必要な事業又はその他証明等が必要な事業は、その書類を添付し、その他関係資料として、領収書の写し及び事業内容を証明できる写真等を添付してください。

2 振込先

金融機関名及び店名	口座番号	口座名義
	普通 当座	

協働のまちづくり支援事業交付金交付申請書

年 月 日

幕別町長 飯田 晴義 様

申請者 団体名 ○○町内会

代表者（自署） 会長 ○○ ○○

事業費内訳を
それぞれ記入

※申請者本人（代表者）が手書きできない場合は、
記名押印してください

次のとおり協働のまちづくり支援事業を実施
します。

事業費総額を
それぞれ記入

事業ごとの交付申請
金額をそれぞれ記入

1 事業区分

事業	事業細目	事業費内訳	事業費	交付率	交付金額
町内会活動 支援事業	町内会備品 保管庫整備	備品保管庫購入 (プレハブ物置 0.79 坪・1 棟 × 90,000 円)	90,000 円	2 分の 1	45,000 円
町内会 コミュニティ 支援事業	地域コミュ ニティ活動	○○町内会ふれあい祭り使用 物品借入れ(発電機 1 台 10,000 円、カラオケ機材 1 式 20,000 円)	30,000 円	3 分の 2	20,000 円
町内会等 環境美化 支援事業	環境美化	○○公園花壇に花の植栽 面積 60 m ² ×8 本/m ² ×80 円	38,400 円	3 分の 2	25,600 円
町内会等 助け合い活動 支援事業	雪かき支援	老人一人暮らし世帯等の除雪 支援(除雪先 3 戸×5,000 円)	15,000 円	定額	15,000 円
町内会 防災活動 支援事業	防災活動	防災計画の策定(200 冊×150 円)	30,000 円	1 分の 1	30,000 円
		防災計画による防災訓練の実施 (タンカ購入・2 台×22,500 円)	45,000 円	3 分の 2	30,000 円
合計			248,400 円		165,600 円

※ 事業細目ごとに記入し、事業費内訳欄には、単価・数量等を記入してください。

※ 交付率欄には、別表の交付基準における交付率を記入し、定額交付の場合は「定額」と記入してください。

※ 契約が必要な事業又はその他証明等が必要な事業は、その書類を添付し、その他関係資料として、領収書の写し及び事業内容を証明できる写真等を添付してください。

2 振込先

金融機関名及び店名	口座番号	口座名義
○○信金 ○○支店	普通 123456 当座	○○町内会

障がい者等のシンボルマーク

各団体等が作成・所管する障がい者等に関するマークには、主に次のようなものがあります。これらのマークを見かけたときは、ご理解とご協力をお願いします。



障害者のための国際シンボルマーク



障がい者が利用できる建物・施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。「すべての障がい者を対象」としたものです。特に車いすを利用する障がい者を限定し、使用されるものではありません。

(公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会
Tel:03-5273-0601 Fax:03-5273-1523)

身体障害者標識（身体障害者マーク）



肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

(警察庁交通局交通企画課 Tel:03-3581-0141(代))

盲人のための国際シンボルマーク



盲人のための世界共通のマークです。視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などにつけられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。

(社会福祉法人日本盲人福祉委員会 Tel:03-5291-7885)

「白杖 SOS シグナル」普及啓発シンボルマーク



「白杖 SOS シグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。白杖による SOS のシグナルを見かけたら、進んで声を掛け、困っていることなどを聞き、サポートをお願いします。

(岐阜市福祉部福祉事務所障がい福祉課 Tel:058-214-2138
Fax:058-265-7613)

ほじょ犬マーク



身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」において、公共の施設や交通機関、デパートやホテルなどの民間施設は、身体障がいのある人が身体障害者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。補助犬を同伴することのみをもってサービスの提供を拒むことは障がい者差別に当たります。

(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室
Tel:03-5253-1111(代) Fax:03-3503-1237)

耳マーク



聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークです。窓口等に掲示されている場合は、聴覚障がい者へ配慮した対応ができることを表しています。

(一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
Tel:03-3225-5600 Fax:03-3354-0046)

ヒアリングループマーク



補聴器や人工内耳に内蔵されているTコイルを使って利用できる施設・機器であることを表示するマークです。このマークを施設・機器に提示することにより、補聴器・人工内耳装用者に補聴援助システムがあることを知らしめ、利用を促すものです。

(一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
Tel:03-3225-5600 Fax:03-3354-0046)

筆談マーク



耳が聞こえない人、音声言語障がい者、知的障がい者や外国人などが筆談でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、公共および民間施設の窓口など、筆談による対応ができるところが提示できます。耳が聞こえない人などがこのマークを提示した場合は「筆談で対応をお願いします」の意味、窓口などが提示している場合は「筆談で対応します」などの意味になります。

(一般財団法人全日本ろうあ連盟 Tel:03-3268-8847
Fax:03-3267-3445)

手話マーク

耳が聞こえない人が手話でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、公共および民間施設の窓口など、手話による対応ができるところが提示できます。耳が聞こえない人などがこのマークを提示した場合は「手話で対応をお願いします」の意味、窓口などが提示している場合は「手話で対応します」などの意味になります。



(一般財団法人全日本ろうあ連盟 Tel:03-3268-8847
Fax:03-3267-3445)

聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）

聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。



(警察庁交通局交通企画課 Tel:03-3581-0141(代))

オストメイト用設備/オストメイト

オストメイトとは、がんなどで人工肛門・人工ぼうこうを造設している排泄機能に障がいのある人のことをいいます。このマークは、オストメイトのための設備があることおよびオストメイトであることを表しています。



(公益社団法人交通エコロジー・モビリティ財団
Tel:03-3221-6673 Fax:03-3221-6674)

ハートプラスマーク

「身体内部に障がいがある人」を表しています。身体内部（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、免疫、肝臓）に障がいのある方は外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。電車などの優先席に座りたい、障害者用駐車スペースに停めたいといったことを希望していることがあるため、このマークを身に着けた方を見かけた場合は、内部障がいへの配慮について、ご理解とご協力をお願いします。



(特定非営利活動法人ハート・プラスの会 Tel:080-4824-9928)

ヘルプマーク



義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるマークです。

ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。

(幕別町保健福祉部福祉課障がい福祉係 Tel:0155-54-6612
Fax:0155-54-3839)



内閣府 「障害者に関するマークの一例」

その他



ハートフルマーク

ハートフルマークは、あたたかいハートの中で、障がい者と経営者がともに手を取り合って働く姿をデザインしたもので、人の優しさをハートの笑顔で表現しています。

このマークは公益社団法人全国障害者雇用事業所協会のシンボルマークであり、会員事業所の製品や商品につけることができます。これにより、障がい者の雇用に熱心な事業所であることをPRすることができ、官公需の受注促進にもつながります。

(公益社団法人全国障害者雇用事業所協会
Tel:03-6280-3627 Fax:03-6280-3628)



ヘルプカード

障がいのある方などの中には、自分から「困った」となかなか伝えられない方がいます。支援が必要なのに、「コミュニケーションの障がいのためうまく伝えられない」「困っていることを自覚していない」方もいます。「ヘルプカード」は、障がいのある方などが持ち歩き、災害時や緊急時などの手助けを求めたい時に、周囲の人に提示することで手助けを求めるものです。「手助けが必要な人」と「手助けできる人」を結ぶカードです。

(幕別町保健福祉部福祉課障がい福祉係
Tel:0155-54-6612 Fax:0155-54-3839)

幕別町

除雪

冬のくらし

ガイドブック 除雪編 2023

路上駐車をしない！
道路に雪を出さない！ など
冬のくらしに必要なルールや除雪について
わかりやすく解説します。



もくじ

- 幕別町の除雪方法 1
- なぜ「かき分け除雪」なの？ 2
- 幕別町の除雪体制 3
- 除雪体制の課題 4
- 主な除雪車両 5
- 冬のくらしルール 6
- よくある質問（Q&A） 7
- 協働のまちづくり支援事業 8

幕別町の除雪方法

一次除雪（新雪除雪）を見合わせる場合

- ①ラッシュ時と重なり**渋滞や事故が心配される**
- ②雪が既に**踏み固められている**
- ③春先などで雪が**すぐ解ける** など

はじめに

一次除雪

目安として10cm以上の雪が降った場合に、深夜から朝7時頃を目標に実施します。

① 新雪除雪（かき分け除雪、車道）

- ・ 車道の雪を市街地は除雪ドーザ30台で、郊外は除雪トラック14台で**左右にかき分けて除雪**し、車線を確保します。
- ・ 除雪した雪は車道の路肩に置いていきます。
- ・ 降雪量によっては2回入る場合があります。

② 歩道除雪

- ・ 通学路などの歩道を小型ロータリ10台で除雪し、車道路肩に積み上げます。

③ 公共施設除雪

- ・ 公共施設の駐車場を除雪ドーザ20台で除雪します。



次に

二次除雪

道路パトロール車が巡回し、必要と判断した場合などに実施します。

① 路面整正

- ・ 幹線道路の車道に段差や「わだち」が出来て、危険と判断した場合に、除雪グレーダ3台で削り、平らにします。

② 拡幅除雪

- ・ 雪山で車道が狭くなり走行に支障がでている場合に、大型ロータリや小型ロータリなどで削り車道路肩の雪山の上に積み上げます。

③ 運搬排雪

- ・ バス路線や交通量の多い幹線道路、通学路などで路肩の雪山が積み上がり過ぎて危険と判断した場合に、大型ロータリなどで雪山を削りダンプに積んで雪捨て場に運びます。

その他の除雪

① 吹込除雪

- ・ 郊外の道路に強風による吹き溜まりなどが出来た場合に、除雪トラックなどで雪を左右にかき分けます。

② 路面凍結対策

- ・ 急カーブや勾配のある幹線道路で路面が凍結して滑りやすい場合に、塩化カルシウムや焼砂を滑り止め材として、凍結防止剤散布車で道路に散布します。

なぜ「かき分け除雪」なの？

1 長い除雪延長

幕別町が一晩で行う除雪の延長は車道のみで650km
これは直線距離で幕別町から新潟県まで行ける距離です。

650km



Q どうして家の前に雪を置いていくの？
毎回、排雪してくれれば良いのに。

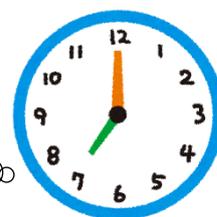


2 限られた時間

通勤・通学時間帯の渋滞を避けるため、除雪作業は、
深夜からはじめて朝7時頃までに終わらせることを目標としています。

朝7時まで

降雪状況や路上駐車、道路への雪出しなどで除雪作業が遅れる場合があります。



3 限られた除雪車

町が委託している町道の除雪事業者12者が、除雪車44台（除雪ドーザ30台、除雪トラック14台）で幕別、札内、忠類の市街地や郊外などの車道をブロックごとに除雪しています。

44台

歩道も除雪事業者4者が小型ロータリ10台で約108kmを同時に除雪しています。



4 限られた予算

毎年かかる町道の除雪費用は約3億円ですが、ここ数年は労務単価や燃料費の高騰などで増加傾向となっています。
排雪は、通常の除雪に比べ、多額の費用や日数がかかるため、危険な箇所や幹線道路などに限定して行っています。

約3億円

A 限られた時間、限られた除雪車、限られた予算では、物理的に「かき分け除雪」で精一杯なのです！

間口に雪を置いていくことになりませんが、ご理解をお願いします！



幕別町の除雪体制

1 除雪の目的

冬季間における町道交通を確保することにより、緊急医療や公共交通の通行機能を確保するとともに、町民の安全と産業の振興に寄与することを目的とします。

車道 新雪除雪 44 台
路面整正 3 台

2 除雪延長と除雪体制（一次除雪）

	車道除雪			歩道除雪			除雪	公共施設		除雪
	延長	路線	車両	延長	路線	車両	業者	箇所	車両	業者
幕別地域	490km	812	39台	94km	99	9台	11者	48箇所	16台	15者
忠類地域	160km	125	8台	14km	32	1台	1者	18箇所	4台	1者
計	650km	937	47台	108km	131	10台	12者	66箇所	20台	16者

※ 冬季間に利用の無い町道等を除き、不特定多数が利用する一部私道を含む

※ 忠類地域には駒島地区（36km、15路線）を含む

歩道除雪は通学路や歩行者が多い2m以上の歩道で実施します。

3 除雪の出動基準

(1) 一次除雪（新雪除雪）の出動基準

積雪が概ね10cmを超え、更に降雪が見込まれるとき

(2) 二次除雪の出動基準

路面が「わだち」状になるなど交通障害が予測される場合 → 路面整正
道路幅員が狭く、見通しが悪いなど交通事故等が発生する恐れがある場合 → 拡幅除雪
強風などで路面に吹き溜まりが生じ、交通障害が予測される場合 → 吹込除雪

(3) その他の除雪の出動基準

道路パトロールなどで必要と判断した場合 → 運搬排雪・路面凍結対策

4 除雪作業時間等

大雪や早朝の降雪を除き、通勤、通学に支障の無いよう午前7時頃までの完了を目標とします。

5 雪捨て場

町民のみなさんがトラック等で雪を運び込めるように雪捨て場は3月まで開放しています。

雪の搬入が許容量を超えるなどで雪捨て場を閉鎖する場合は町ホームページでお知らせします。

- ① 幕別地域 幕別町浄化センター東側（明野5番地2、町有地）
- ② 札内地域 稲志別近隣センター南側（千住591番地、民有地）
- ③ 忠類地域 忠類浄化センター北側（元忠類29番地11、河川敷地）

※ 雪と一緒に「ゴミ」や「土砂」を持ち込まないでください。

幕別町ホームページ
雪捨て場

新型コロナウイルス感染症による除雪体制への影響について

新型コロナウイルス感染症の影響により、除雪オペレーターの確保が難しくなった場合は、除雪体制の一部縮小、雪捨て場の一時閉鎖などの措置をとる事があります。



除雪体制の課題

1 除雪オペレーターの高齢化と担い手不足

平均年齢が50歳で、60歳以上が全体の2割を超えるなど高齢化が進行しているのに対し、29歳以下は1%と担い手となる若者が少ないため、除雪オペレーターの確保や技術の伝承が課題です。

	20代	30代	40代	50代	60代	70代	計	平均	備考
オペレーター	1人	11人	24人	18人	11人	4人	69人	50.2	最高73歳
割合	1%	16%	35%	26%	16%	6%	100%	—	最小28歳

※ 令和4年11月現在

2 除雪機械の老朽化

部品不足による除雪車両の価格高騰や公共事業の減少による建設機械のリース化などで、民間事業者が所有する除雪機械の更新が進まず、25年を経過する除雪車両が4割を超えるなど老朽化が進行しているため、現在の除雪機械の数を今後も確保することが課題です。

	0～9年	10～14年	15～19年	20～24年	25年以上	計
除雪トラック	—	—	1台	1台	5台	7台
除雪ドーザ	13台	2台	2台	4台	10台	31台
グレーダ	—	—	—	—	1台	1台
小型ロータリ	—	—	1台	1台	3台	5台
計	13台	2台	4台	6台	19台	44台
割合	30%	4%	9%	14%	43%	100%

※ 令和4年11月現在、除雪事業者が所有する除雪機械のみ

3 除雪費の増加

労務単価、機械損料、燃料費の高騰や最低保障制度の導入、経費の適正化などで、除雪費が年々増加しているため、このまま増加すると町財政の圧迫が課題となります。

		H29	H30	R1	R2	R3
町道除雪費 (千円)	幕別	198,683	115,414	215,074	218,050	230,613
	忠類	68,265	41,718	75,751	66,050	67,609
	計	266,948	157,132	290,825	284,100	298,222
公共施設 除雪費 (千円)	幕別	15,465	7,561	24,968	18,040	20,466
	忠類	※—	※—	※—	12,527	13,161
	計	15,465	7,561	24,968	30,567	33,627
除雪費計(千円)		282,413	164,693	315,793	314,667	331,849
降雪量	幕別	238cm	※111cm	185cm	182cm	161cm
	忠類	376cm	494cm	254cm	323cm	288cm

※ 平成30年度は、観測史上2番目に低い降雪量だったため、除雪費が少なくなっています。

※ R1以前の公共施設除雪費の忠類分は町道除雪費の忠類分に含んでいます。

対策

- ① 技術研修会
- ② ICT化
- ③ 作業効率化
- ④ 事業者支援
など



主な除雪車両

除雪トラック	除雪ドーザ（タイヤショベル）
 <p>価格 4～6千万円</p>	 <p>価格 1～4千万円</p>
<p>幹線道路、郊外除雪</p> <p>郊外の幅の広い道路で使用され、先端のプラウ（排土板）と車体中央のブレードで前方の雪をかき分ける。</p> <p>速度は速いが小回りは利かない。</p>	<p>市街地車道、幹線道路、郊外除雪、公共施設除雪</p> <p>タイヤショベルに大型プラウを装着し、車道の雪を左右又は片方にかき分ける。</p> <p>汎用性は高いが平坦性や除雪速度は除雪グレーダに劣る。</p>
除雪グレーダ（モーターグレーダ）	小型ロータリ
 <p>価格 2～5千万円</p>	 <p>価格 1～3千万円</p>
<p>幹線道路、路面整正</p> <p>車体中央についているブレードで雪を道路にかき分けたり、路面の雪や氷を削る。</p> <p>除雪速度は速いが車体が大きいため小回りは利かない。</p>	<p>歩道除雪</p> <p>前方のオーガ（刃）を回転させて雪を粉碎し、ブロワにより雪を巻き上げシュートから飛ばす</p>
大型ロータリ	凍結防止剤散布車
 <p>価格 2～4千万円</p>	 <p>価格 2～4千万円</p>
<p>拡幅除雪、運搬排雪</p> <p>前方のオーガ（刃）を回転させて雪を粉碎し、ブロワにより雪を巻き上げシュートから飛ばす</p> <p>拡幅除雪や運搬排雪でダンプトラックへの積み込みに使用する。</p>	<p>路面凍結対策</p> <p>車道に砂や凍結防止剤（焼砂、塩カル）を後方の散布装置から路面に散布する。</p>

※ 幕別町が所有する除雪車は緑色です。

※ 写真はイメージです。

冬のくらしルール

道路に雪を出さない

道路幅が狭くなり渋滞や事故の原因になるほか、除雪作業の遅れや排雪の量が多くなるなど、必要以上に除雪費用がかかります。



自宅などの雪を道路に捨てる行為は違反です

道路交通法第76条第4項第7号、施行細則第19条
交通の妨害になるようにどろ土、雪、ごみ、ガラス片等をまき又は捨てる行為をしてはならない。
(三月以下の懲役又は五万円以下の罰金)

道路法第43条第2項

土石、竹木等の物件を堆積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす行為をしてはならない。
(一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金)

路上駐車をしない

除雪作業が遅れるだけでなく、除雪ができない場合や救急車両の妨げにもなりますので、絶対にやめてください。

駐車禁止



除雪車に声をかけない、近付かない

除雪車を止めて声をかけると作業が遅れて他の地域に迷惑がかかります。また、除雪作業中は危険なので近付かないでください。



屋根の雪は自分で処理する

屋根の雪が道路に落ちると通行に支障が出るほか、歩行者にも危険なので、各家庭で屋根の雪の処理をお願いします。



深夜、早朝の除雪に理解を

交通量が少ない深夜、早朝に除雪する場合がありますので、ご理解をお願いします。



※ その他のルール

道路付近の雪山で遊ばない。玄関前や車庫前の雪は自分で除雪する。除雪車に注意する。など

公園（街区公園）に雪を捨てることができます。

ただし、重機など機械での雪入れは次の理由で禁止しています！

- 雪山で遊んでいる子供達が危険です。
- 公園内に石が入り、町内会の草刈り等に支障が出ます。
- 柵や遊具が損傷する恐れがあります。
- 大量の雪を入れると雪解けが遅延します。

※ 詳しくは街区公園を管理する町内会又は土木課にお問い合わせください。

公園



よくある質問



Q 1 どんな時に除雪するの？

除雪車は、**降雪量が10cm以上**予測されるときに出動します。

ただし、路面状況やその後の天気予報等によっては10cmに満たなくても出動する場合や、気象状況により出動を見送る場合があります。

Q 2 除雪はいつしているの？

除雪は、天気予報や降雪状況を確認しながら、交通の支障が少ない深夜に出動し、作業完了は、通勤や通学を考慮し**朝7時までを基本**としています。

Q 3 朝、除雪されていない日があるのはなぜ？

明け方から急に雪が降りだすなど**除雪が間に合わない場合**や、通勤・通学の時間帯に重なりそうな場合は除雪を見合わせる場合があります。

Q 4 歩道の除雪をしていないところがあるのはなぜ？

歩道の除雪は、小型ロータリが通れる2m以上の幅がある歩道で、公共施設やJR駅、バス路線、通学路など**人通りの多い歩道**を中心に実施しています。

Q 5 除雪車がなかなか来ないのはなぜ？

降雪状況で出動時間が遅くなる場合や、**路上駐車や道路への雪出し**などがあった場合、大雪の場合などは、地域によって除雪が遅れる場合があります。

Q 6 どうして家の前に雪を置いていくの？

深夜から早朝の限られた時間内に、限られた除雪車で、全ての道路を除雪するには、物理的に道路の雪を左右に寄せる**「かき分け除雪」**で**精一杯**なため、必ずどこかに雪を置いていかなければなりません。

このため、各家庭の出入口の除雪は、みなさんにご協力をお願いしています。

Q 7 家の前の生活道路は排雪してくれないの？

排雪は、使う機械の台数や人手が除雪よりだんぜん多く、費用や作業日数もかかるため、バス路線や交通量の多い**幹線道路、通学路などを優先的**に実施しています。

生活道路の排雪については、「協働のまちづくり支援事業」など町内会活動に対する町の支援もありますので、ご活用ください（詳細は8ページ）。

また、公園（街区公園）にも雪を捨てることができますので、詳しくはお住いの町内会又は土木課公園整備係にお尋ねください（重機など機械での雪入れは禁止しています）。

Q 8 屋根の雪が道路に落ちた場合はどうしたらいいの？

通行の妨げや近隣の方の迷惑になるため、**家屋の所有者**が責任を持って除雪してください。

協働のまちづくり支援事業

幕別町では、町内会やボランティア団体が行う除雪・排雪に対し次の支援を行っています。

1 雪かき支援

実施主体	町内会、ボランティア団体
事業内容	高齢者の一人暮らし世帯、高齢者世帯、単身障がい者世帯などの除雪支援
交付率	除雪一戸につき5,000円（定額）
留意事項	町内会の住民自らが町内会の区域内で行う除雪 ボランティア団体が町内で行う除雪



2 雪堆積場確保

実施主体	町内会
事業内容	市街地の空き地等における雪堆積場の確保
交付率	1分の1
限度額	330㎡未満 10,000円 330以上660㎡未満 15,000円 660㎡以上 20,000円
留意事項	市街地内又は市街地に隣接する私有地で4戸程度の住民が利用する堆積場の確保に係る経費



3 地域内除雪機械導入

実施主体	町内会又は複数の町内会
交付対象	町内会にある通学路など歩行者の安全確保のための除雪、近隣センター等の除雪のための除雪機械又は小型融雪機械の導入
交付率	1分の1
限度額	250,000円
留意事項	1町内会につき1台を限度として10年間使用すること



詳細は、住民生活部
住民課住民活動支援係
(☎0155-54-6602)
まで！

4 地域内排雪

実施主体	町内会
交付対象	町内会にある道路や交差点の安全確保のための排雪
交付率	2分の1
限度額	排雪区間1mにつき500円 3差路は17,000円、4差路は34,000円
留意事項	同一路線は年度内1回のみ等



除雪に関する問い合わせ

問い合わせ内容	部署名等	電話
町道の除雪	幕別地域：建設部土木課 忠類地域：忠類総合支所経済建設課	0155-54-6622 01558-8-2111
道道の除雪	幕別地域：十勝総合振興局帯広建設管理部 忠類地域： " 帯広建設管理部大樹出張所	0155-27-8727 01558-6-3141
国道の除雪	幕別地域：帯広開発建設部道路事務所 忠類地域：帯広開発建設部広尾道路事務所	0155-25-1250 01558-2-3148
公園への雪捨て	建設部土木課 (街区公園を管理する町内会)	0155-54-6622
協働のまちづくり支援事業	住民生活部住民課	0155-54-6602

除雪情報



ホームページやSNSを通じて、出勤状況などの除雪情報や防災に関する情報を発信していますので、次のQRコードを読み込みご利用ください。

幕別町ホームページ
除雪情報



幕別町公式
Facebook



幕別町公式
Twitter



幕別町公式
Instagram



幕別町防災
LINE



幕別町冬の暮らしガイドブック 除雪編 2023

幕別地域、札内地域の除雪

幕別町建設部土木課

☎0155-54-6622 (直通)

〒089-0692 北海道中川郡幕別町本町130番地1

忠類地域、駒島の除雪

忠類総合支所経済建設課

☎01558-8-2111



アイヌ文化拠点空間整備事業基本計画・概要版

01. アイヌ文化拠点空間整備事業の必要性

本町には、幕別アイヌ協会やマクンベツアイヌ文化伝承保存会の活動により、アイヌの歴史を学ぶ場や伝統文化を体験する機会が一定程度あるものの、蝦夷文化考古館は老朽化が著しく、建物と収蔵資料の保存修復、適切な環境下における資料の展示と収蔵、収蔵資料の調査研究とその成果の情報発信が急務となっています。さらには協会及び保存会会員の高齢化や活動拠点となっている千住生活館の老朽化によって、アイヌ文化等の担い手の育成や日常的な利用に支障をきたしています。



■蝦夷文化考古館の外観



■千住生活館の外観

こうしたことから、アイヌの人々が誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を目指し、アイヌ施策を積極的に推進する必要があります。

所在地：幕別町字千住 113 番地 1 ほか

項目	構造 / 延床面積	内容
①建築工事 (生活館棟)	RC 造一部木造平屋建 / 約 700 m ²	
②建築工事 (展示館棟)	RC 造一部木造平屋建 / 約 700 m ²	
③外構工事	外構敷地面積	約 4,100 m ²
④解体工事 (千住生活館 (旧住宅))	構造 / 延床面積	CB 造平屋建 / 195.76 m ² 木造平屋建 / 92.34 m ²
⑤改修工事 (蝦夷文化考古館)	構造 / 延床面積	CB 造 + 木造 / 43 m ² + 81 m ²

■施設の概要

年 月	2023年 (R5)		2024年 (R6)		2025年 (R7)		2026年 (R8)	
	9	～	3	4	～	2	3	4
生活館棟	●	●	●	●	●	●	●	●
宝物堂			●	●	●	●	●	●
展示館棟					●	●	●	●

■工事スケジュール

■空間全体イメージ

建築デザインのコンセプト

敷地全体を「コタン (アイヌの集落)」に見立て、各施設と外部空間が一体的に繋がった機能的かつ魅力的な空間をつくります。
生活館棟の「伝承室」を母屋 (チセ) に見立てて全体の象徴とし、その周りに附属屋として屋根の低い建築を配置します。



チセが元となる伝承室の力強い屋根のシルエット
大小の屋根が連続し「コタン」の風景をつくる

02. アイヌ文化拠点空間整備事業に関する基本的な考え方

蝦夷文化考古館は保存改修し、展示・収蔵資料の修復など展示機能の充実を図ります。千住生活館は解体し、儀式などにおいて不可欠な炉を持った伝承室を有する多機能型交流施設 (生活館棟、展示館棟) 及びアイヌ民族の住居であったチセを復元整備します。

資料の保存・研究と技術の伝承を結び付け、より多くの本町内外のアイヌの方々が誇りを持って生活し、活動できる拠点を提供するとともに、空間全体を全道のアイヌ文化をつなぐ情報発信、交流拠点として整備します。

※蝦夷文化考古館は「宝物堂」部分を保存改修し、管理棟部分は解体します。

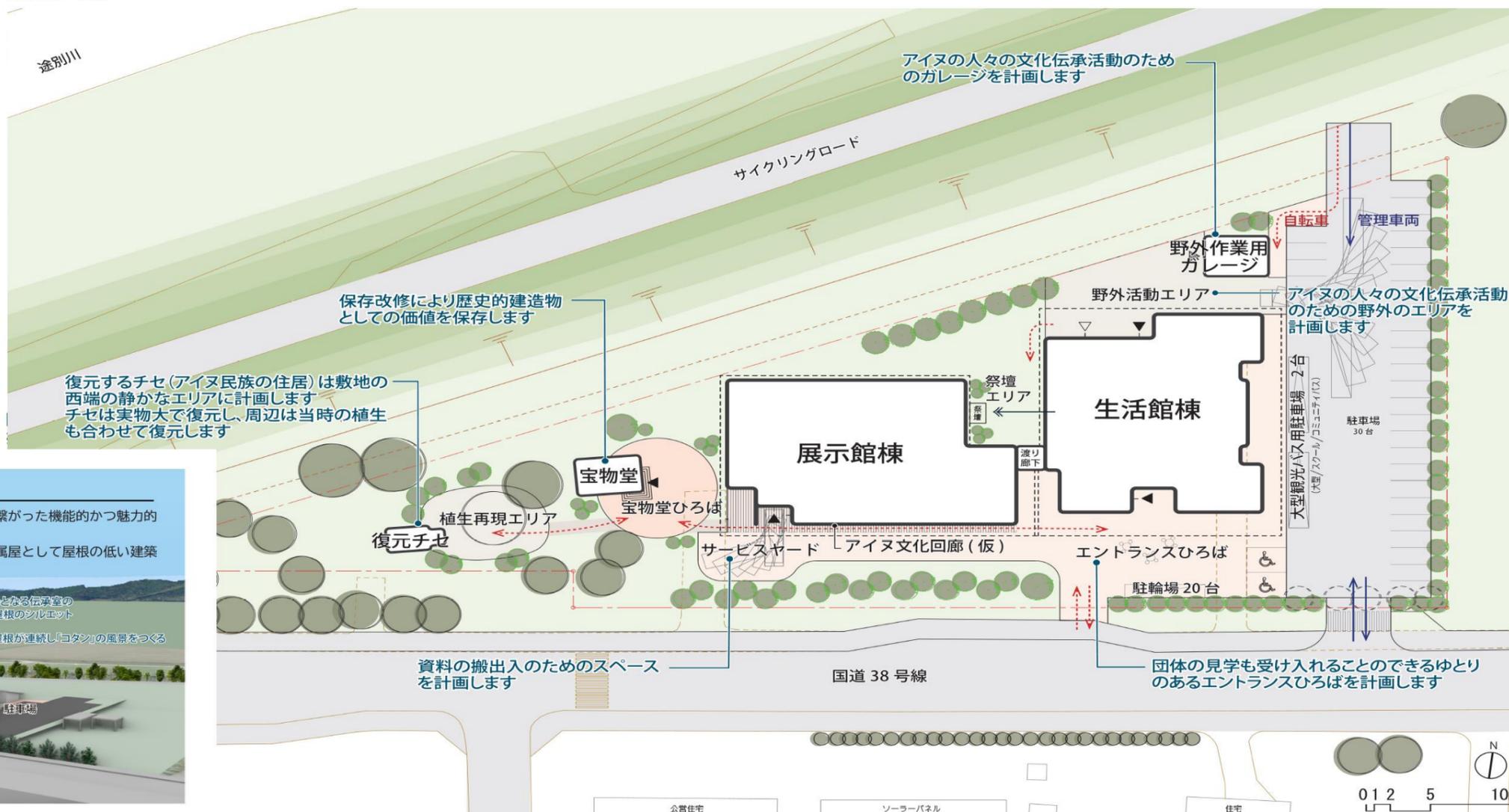
03. 基本理念

「アイヌ文化の伝承とふれあいの拠点空間」

空間整備により、先住民族であるアイヌの人々の誇りを尊重し、その文化を伝承するための活動を推進するとともに、訪れた方がアイヌ文化及び歴史に触れ、学ぶことでアイヌ民族に対する理解を深め、交流を促進することを目指します。

04. 基本目標

- アイヌの人々のコミュニティ活動の推進
- アイヌ民族としての誇りが尊重される地域社会の実現
- アイヌ民族の文化及び歴史に対する理解を深めることができる場の提供
- アイヌ文化の継承
- アイヌ文化とのふれあいを通じた町民との交流の促進



途別川

アイヌの人々の文化伝承活動のためのガレージを計画します

保存改修により歴史的建造物としての価値を保存します

復元するチセ (アイヌ民族の住居) は敷地の西端の静かなエリアに計画します
チセは実物大で復元し、周辺は当時の植生も合わせて復元します

植生再現エリア

復元チセ

宝物堂

宝物堂ひろば

展示館棟

サービスヤード

祭壇エリア

渡り廊下

アイヌ文化回廊 (仮)

生活館棟

エントランスひろば

駐輪場 20 台

資料の搬出入のためのスペースを計画します

国道 38 号線

団体の見学も受け入れることのできるゆとりのあるエントランスひろばを計画します

野外作業用ガレージ

野外活動エリア

アイヌの人々の文化伝承活動のための野外のエリアを計画します

管理車両

自転車

大型観光バス用駐車場 2 台 (大型バス専用コミュニティバス)

駐車場 30 台

公営住宅

ソーラーパネル

住宅

0 1 2 5 10m

■配置・平面のイメージ

05. 建築デザインのコンセプト

敷地全体を「コタン (アイヌの集落)」に見立て、各施設と外部空間が一体的に繋がった機能的かつ魅力的な空間をつくります。
生活館棟の「伝承室」を母屋 (チセ) に見立てて全体の象徴とし、その周りに附属屋として屋根の低い建築を配置します。

06. 環境配慮、ユニバーサルデザイン、収蔵品等の保管等、防災の方針

【環境配慮の方針】

- 必要エネルギーを小さくする省エネ建築とします。
- 太陽光等の自然エネルギーの活用を検討します。
- 維持管理が容易で効率的な設備計画とします。

【ユニバーサルデザインの方針】

- 内外に連続するバリアフリーの空間とします。
- 車椅子利用者等に配慮した空間とします。
- 多機能トイレを配置します。
- 日常管理が容易にできる施設計画とします。

【収蔵品等の保管等の保管等の方針】

- 保管に適した設備機器の検討を行います。
- 収蔵庫の配置については、一般来館者との動線が重複しない計画とします。
- 収蔵品等の搬出入に配慮した配置計画とします。

【防災計画の方針】

- 耐震性を有する RC 造と木造のハイブリッド構造とします。
- 洪水浸水対策を考慮した展示と収蔵品等の保管を検討します。
- 非常用発電等の防災設備の設置について検討します。